

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## 1 入院基本料

精神科急性期治療病棟入院料1、データ提出加算3

精神科病棟 15対1 入院基本料 看護配置加算 看護補助加算1

精神科救急搬送患者地域連携受入加算

入院ベースアップ評価料20、診療録管理体制加算3

## 2 (1) 入院患者に対するスタッフは下記のとおりです

入院患者さん154名に対し 51名の看護職員

入院患者さん 6名に対し 1名の看護補助職員

## (2) 2026年3月末現在の入院患者数(2026年3月平均)

及びスタッフは下記のとおりです

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| ・1日平均入院患者数 |       | 135 名 |
| ・病棟スタッフ    | 看護師   | 51 名  |
|            | 准看護師  | 20 名  |
|            | 看護補助者 | 5 名   |

## 3 当院では患者さんの負担による「付き添い看護」は認めていません

## 4 当院の九州厚生局長への施設基準の届出は下記のとおりです

・入院時食事療養(Ⅰ) 食堂加算

管理栄養士によって管理された食事を適時

(夕食 6時配膳) 適温にて提供しています。

・精神科作業療法

・精神科デイケア(大規模)

・精神科ナイトケア

・精神科デイナイトケア

・精神科ショートケア(大規模)

・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

・在宅療養支援病院3

・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等の医学総合管理料

・薬剤管理指導

## 5 当院では、保険診療事項以外で患者さん個人の希望や状態に応じて必要な

諸サービスに係る費用は利用者の方の個人負担となります

あらかじめご了承下さい

尚、この「保険外負担」の料金に関しては別紙のとおり定めています